

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の防災に関する事業	結果欄の記載方法 ○、△、×のいずれかを記入 ○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの △:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの
監査実施年度	平成30年度	
提出日(最新提出日)	令和3年3月31日	
監査委員公表日	令和3年5月26日	

令和2年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
36	0	0	36

第4 基盤整備部

2. 水防団員報酬

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
【指摘3】 水防団員に係る岐阜市水防団設置条例第20条に規定されている各種手当については、確実に水防団員個人に支払うようにしていく必要がある。	令和3年1月に開催した岐阜市水防協会新年総会にて検討を終え、令和3年度から、全団、出動手当及び訓練警戒手当については全額を団員の個人口座に振り込む運用とした。	○	基盤整備部	水防対策課	2522	110

第7 上下水道事業部

5. 災害発生時の協定

指摘及び意見	措置状況(令和2年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
【意見27】 協定による訓練は、平成30年が初めてということであったが、隣接市町村との協力なくして、市民に対する安全な水の供給は成り立たないと言えることから、今後も訓練を実施していただきたい。 また、岐阜市と羽島市は、連絡管を直接接続する予定はないとのことではあるが、協定を締結していることあるので、協定を締結している関市、岐南町、笠松町、羽島市及び岐阜市の5市町が協力して連絡管の訓練を実施するように努めていただきたい。	協定を締結している関市、岐南町、笠松町及び羽島市に対し、定期的な訓練の実施について意向確認を行い賛同を得られた。 今後、相互連絡管に関する訓練の実施の時期や方法などについて、関係市町で実施に向けて協議を進めていく予定である。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	4032-3114	230